平成２９年（フ）第１６９６号
埼玉県戸田市美女木２丁目21番地の10　ウインディア小泉101号室
債務者　大木　亜紀
1　決定年月日時　平成29年12月27日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年３月２日まで
さいたま地方裁判所第３民事部破産係

平成２９年（フ）第７１３号
埼玉県越谷市赤山町３丁目153番地１　アステリアコーポ102号
債務者　加藤　和彦
1　決定年月日時　平成29年12月27日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年３月２日まで
さいたま地方裁判所越谷支部破産係

平成２９年（フ）第１１８３号
千葉県船橋市若松２丁目５番３棟408号
債務者　棚澤　純子
1　決定年月日時　平成29年12月25日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年３月２日まで
千葉地方裁判所民事第４部破産再生係

平成２９年（フ）第１１８７号
千葉市中央区蘇我５丁目６番１号　藤和シティホームズ蘇我405
債務者　宮崎　康夫
1　決定年月日時　平成29年12月25日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年３月２日まで
千葉地方裁判所民事第４部破産再生係

平成２９年（フ）第１２３０号
千葉市中央区大巌寺町91番地22　大巌寺グリーンハイツ203号
債務者　谷口　行雄
1　決定年月日時　平成29年12月25日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年３月２日まで
千葉地方裁判所民事第４部破産再生係

平成２９年（フ）第１２３７号
千葉県習志野市藤崎１丁目16番17―105号
債務者　佐々木琴美
1　決定年月日時　平成29年12月25日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年３月２日まで
千葉地方裁判所民事第４部破産再生係

平成２９年（フ）第１２５７号
千葉県船橋市三山２丁目４番１棟309号
債務者　松﨑　利之
1　決定年月日時　平成29年12月25日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年３月２日まで
千葉地方裁判所民事第４部破産再生係

平成２９年（フ）第１２７１号
千葉市中央区富士見２丁目22番６号　富士ビル６Ｆ・601号
債務者　鈴木　則之
1　決定年月日時　平成29年12月25日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年３月２日まで
千葉地方裁判所民事第４部破産再生係

平成２９年（フ）第１２８５号
千葉市若葉区小倉町1763番地13　オアゾ桜木
債務者　堀　　正子
1　決定年月日時　平成29年12月25日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年３月２日まで
千葉地方裁判所民事第４部破産再生係

平成２９年（フ）第１３１７号
千葉県市原市国分寺台中央４丁目８番地３　グリーンヒルズＡ―102
債務者　吉田　賢治
1　決定年月日時　平成29年12月25日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年３月２日まで
千葉地方裁判所民事第４部破産再生係

平成２９年（フ）第１３１９号
千葉市稲毛区園生町124番地15
債務者　塩田　大輔
1　決定年月日時　平成29年12月25日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年３月２日まで
千葉地方裁判所民事第４部破産再生係

平成２９年（フ）第１３２０号
千葉県習志野市泉町２丁目３番１―105号
債務者　露村　元紀
1　決定年月日時　平成29年12月25日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年３月２日まで
千葉地方裁判所民事第４部破産再生係

平成２９年（フ）第１３３０号
千葉県船橋市習志野１丁目９番29号　コーポ高橋102号
債務者　北原　和俊
1　決定年月日時　平成29年12月25日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年３月２日まで
千葉地方裁判所民事第４部破産再生係

平成２９年（フ）第１３３３号
千葉県船橋市芝山２丁目５番11棟402号
債務者　花立　健二
1　決定年月日時　平成29年12月25日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年３月２日まで
千葉地方裁判所民事第４部破産再生係

平成２９年（フ）第１３４１号
千葉市若葉区西都賀１丁目９番９―202号
債務者　柳田　和高
1　決定年月日時　平成29年12月25日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年３月２日まで
千葉地方裁判所民事第４部破産再生係

平成２９年（フ）第１３５１号
千葉県習志野市東習志野２丁目４番２―403号
債務者　浜田　慶子
1　決定年月日時　平成29年12月25日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年３月２日まで
千葉地方裁判所民事第４部破産再生係

平成２９年（フ）第１３８１号
千葉市中央区若草１丁目16番１号　マリングーン106号
債務者　奥　　愛美（旧姓小野）
1　決定年月日時　平成29年12月25日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年３月２日まで
千葉地方裁判所民事第４部破産再生係